

大阪府 大阪市公報

発行所
 大阪市役所
 大阪市北区中之島 1-3-20
 電話 06-6208-7444

目次

規 則	
大阪市立学校協議会運営規則の一部を改正する規則	4
企業管理規程	
大阪市病院局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程	4
告 示	
落札者等の公示	5
落札者等の公示	5
落札者等の公示	6
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	7
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	8
寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	9
一般競争入札の執行（大阪市中央卸売市場南港市場解体室等清掃業務委託）	9
一般競争入札の執行（河川水面清掃及び河川清掃ごみ運搬業務委託）	13
一般競争入札の執行（東部方面管理事務所管内下水管きょ調査等業務委託）	16
一般競争入札の執行（乾式電子複写機の借入れ）	19
一般競争入札の執行（乾式デジタル複合機の借入れ）	22
一般競争入札の執行（大阪市中央卸売市場東部市場で使用する電気（特別高圧）等の調達）	25
一般競争入札の執行（北区、都島区及び中央区の大阪市立学校（47校）等の一般廃棄物収集運搬業務委託）	28
大阪市都市景観条例に基づく都市景観資源の登録	31
道路の位置指定	33
建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定	33
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	34
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	35
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止	38
障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定	39
障害者自立支援法に基づく指定一般相談支援事業者の指定	39
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	39
長居球技場ほか3施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認	41

鶴見緑地球技場ほか2施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認	42
南港中央庭球場の臨時開場の承認	43
鞆テニスセンターの臨時開場及び供用時間の変更の承認	43
大阪城弓道場の臨時開場の承認	44
大阪市中央体育館の臨時開館及び供用時間の変更の承認	44
大阪市立東淀川体育館の臨時開館の承認	45
大阪市立北スポーツセンターの臨時開館の承認	45
大阪市立西スポーツセンターの臨時休館の承認	46
大阪市立旭スポーツセンターの臨時開館の承認	46
大阪市立城東スポーツセンターの臨時開館の承認	47
大阪市立阿倍野スポーツセンターの臨時開館の承認	47
大阪市立住之江スポーツセンターの臨時開館の承認	47
大阪市立東住吉スポーツセンターの臨時開館の承認	48
大阪市立修道館の臨時開館及び供用時間の変更の承認	48
大阪市立扇町プール及び大阪市立下福島プールの供用時間の変更の承認	49
大阪市立大阪プールの臨時開場、供用時間の変更及び臨時休場の承認	49
大阪市立真田山プールの供用時間の変更の承認	50
大阪市立浪速屋内プール及び大阪市立浪速スポーツセンターの臨時開場及び供用時間の変更の承認	51
大阪市立淀川屋内プールの臨時開場及び供用時間の変更の承認	54
大阪市立東淀川屋内プールの臨時休場の承認	55
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	55
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	57
大阪市立三国センターほか6施設の臨時休館の承認	58
平林四号池東地区土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	58
放置自動車の処理	59
道路法違反物件の除却	60
あびこ駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	60
電線共同溝を整備すべき道路の指定	61
大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の所在地変更	61
公有水面の埋立ての承認	62
一般競争入札の執行(豊野浄水場ほか1か所清掃業務委託)	63
大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の所在地変更	66
指定給水装置工事事業者の指定	67

大阪市議会議員港区選挙区補欠選挙の執行	67
大阪市議会議員港区選挙区補欠選挙の開票事務等	68
大阪市議会議員港区選挙区補欠選挙及び衆議院議員総選挙・ 最高裁判所裁判官国民審査の同日選挙における投票の順序及び 開票の順序	69
選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、40万 を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗 じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市 議会議員の港区選挙区におけるその総数の3分の1の数	69
公 告	
一般競争入札の執行（廃棄簿冊の売払い）	70
一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）	72
消防公務之証の亡失無効	76
大阪市職員共済組合役員の就職	76
大阪市職員共済組合組合会の招集	77

公布された規則のあらまし

大阪市立学校協議会運営規則の一部を改正する規則

- 1 学校協議会の所掌事務に、全国学力・学習状況調査等の結果の情報提供について校長に意見を述べることを加えることにしました。
- 2 この規則は、平成25年1月1日から施行することにしました。
(平成24年大阪市教育委員会規則第26号 教育委員会事務局総務部総務課)

公布された規程のあらまし

大阪市病院局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

- 1 欠勤による昇給の号給数の調整の基準を改めることにしました。
- 2 この規程は、平成25年1月1日から施行することにしました。
(平成24年大阪市病院局事業管理規程第30号 病院局総務部職員課)

規 則

大阪市立学校協議会運営規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年12月21日

大阪市教育委員会
委員長 長谷川恵一

大阪市教育委員会規則第26号

大阪市立学校協議会運営規則の一部を改正する規則

大阪市立学校協議会運営規則（平成24年大阪市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第5条の2 条例第9条第4項第6号の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

国が行う全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査（国が行う調査に準じて本市の機関が行う調査を含む。）の当該学校における結果に関する情報の提供に関する事

第7条第4項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1項を加える。

(3) 条例第9条第4項第6号及び本則第5条の2の規定による情報の提供についての意見の陳述

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

企業管理規程

大阪市病院局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年12月21日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第30号

大阪市病院局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

大阪市病院局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「3日」を「1日」に改め、同項第4号中「5日」を「3日」に改める。

附 則

この改正規程は、平成25年1月1日から施行する。

告 示

大阪市告示第1479号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
- ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎危機管理室危機管理課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

- ①平成24年度 庁内情報利用パソコン等機器（危機管理室）一式 長期借入
- ②一般 ③24. 10. 25 ④富士通リース（株） 大阪市中央区城見2丁目2番53号 ⑤3, 440, 892円 ⑥24. 8. 24

（危機管理室危機管理課）

大阪市告示第1480号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
- ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎福祉局生活福祉部保険年金課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

- ①平成24年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務（未収を有する世帯の管理適正化にかかるシステム改修） ②随意 ③平成24年10月25日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島3丁目1番21号）

⑤62,493,690円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

(福祉局生活福祉部保険年金課)

大阪市告示第1481号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当(所在地)

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日(随意契約の場合は契約日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部総務課(大阪市北区中之島1丁目3番20号)

①大阪市立扇町総合高等学校 学校管理システム並びに教育支援システム用コンピュータ機器一式 長期借入 ②一般 ③24.10.16 ④日本教育情報機器(株) 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 ⑤21,357,000円 ⑥24.8.17

①学校経営管理センター校園ネットワークシステム用ルータ装置 長期借入 ②一般 ③24.10.30 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪府中央区城見2丁目2番53号 ⑤47,998,440円 ⑥24.8.31

①学校経営管理センター校務支援システム用学校端末装置等 一式 長期借入(グループ1) ②一般 ③24.11.6 ④日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 ⑤236,046,090円 ⑥24.9.7

①学校経営管理センター校務支援システム用学校端末装置等 一式 長期借入(グループ2) ②一般 ③24.11.6 ④日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 ⑤247,047,990円 ⑥24.9.7

①学校経営管理センター校務支援システム用学校端末装置等 一式 長期借入(グループ3) ②一般 ③24.11.6 ④富士通リース(株) 関西支店 大阪府中央区城見2丁目2番53号 ⑤282,188,970円 ⑥24.9.7

①学校経営管理センター校務支援システム用学校端末装置等 一式 長期借入(グループ4) ②一般 ③24.11.6 ④ディー・エフ・エル・リース(株) 大阪府中央区伏見町4丁目1番1号 ⑤288,607,830円 ⑥24.9.7

①学校経営管理センター校務支援システム用学校端末装置等 一式 長期借入(グループ5) ②一般 ③24.11.6 ④日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 ⑤285,502,560円 ⑥24.9.7

①学校経営管理センター校務支援システム用学校端末装置等 一式 長期借

入（グループ6） ②一般 ③24.11.6 ④リコーリース（株）関西支社
 大阪市北区堂島浜2丁目2番28号 ⑤204,739,500円 ⑥24.9.7
 （教育委員会事務局総務部総務課）



大阪市告示第1482号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、大阪市民政局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成24年11月21日
	名 称	特定非営利活動法人キャッチボールクラブ
	代表者の氏名	蔵満 正樹
	主たる事務所の所在地	大阪市都島区片町1丁目4番2-507号
	定款に記載された目的	この法人は、人間教育に係る人と組織に対して、対話（キャッチボール）の文化とシステムを創造する事業を行い、それぞれの人と組織の健全な成長支援に寄与することを目的とする。
	申請のあった年月日	平成24年11月26日
	名 称	特定非営利活動法人生涯学習社交ダンス普及会
	代表者の氏名	綱岡 孝彦
	主たる事務所の所在地	大阪市西区九条1-26-12石田ビル3F
	定款に記載された目的	この法人は、子どもから大人までの多様で幅広い年齢層の個人又は団体に対して、社交ダンスの普及により文化的で豊かな、そして健康的な社会を創り出すために、社交ダンスの普及に関する事業を行い、社交ダンスを通じて人の輪を広げ、大阪府民のより豊かで健康的な生活と文化の向上に寄与することを目的とする。

（市民局市民部地域活動課）

大阪市告示第1483号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、大阪市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成24年11月22日
	名 称	特定非営利活動法人多文化共生マネージャー全国協議会
	代表者の氏名	田村 太郎
	主たる事務所の所在地	滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号全国市町村国際文化研修所内
	定款に記載された目的	この法人は、日本に居住する在住外国人や日本人に対して、多文化共生社会実現に向けた理念の広報等に関する事業を実施すると共に、国、都道府県、市町村、国際交流協会等の多文化共生施策との連携を図ることで、多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。
	申請のあった年月日	平成24年11月27日
	名 称	特定非営利活動法人ボランティアネット コル
	代表者の氏名	中島 淳
	主たる事務所の所在地	大阪市北区梅田1丁目1番3-200号 大阪駅前第3ビル2階
	定款に記載された目的	この法人は医薬品の臨床試験に携わるボランティアの募集・登録等に関する事業を行うことにより、医療の発展、国民の健康増進に寄与することを目的とする。（健康食品等の試験も含む）さらに、地域住民の方々が健康増進のために自主的に運営する倶楽部の発足や運営の場の提供支援に関する事業を行うことにより、地域住民のさらなる

	QOLの向上を目指す。
申請のあった年月日	平成24年11月29日
名称	特定非営利活動法人あるる
代表者の氏名	鳥屋 利治
主たる事務所の所在地	大阪市都島区中野町3丁目4番21号 ベルエキップ・オグラン101号
定款に記載された目的	この法人は、すべての人が、障害の有無や高齢であることに関わらず、共に人間らしく、豊かで、自由で、安心して暮らせる社会を築き、障害者及び高齢者の自立と完全参加のための援助及び他団体との連携に関する業務を行うことにより、障害者及び高齢者の人権を確立し、福祉及び社会教育の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第1484号

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第35条の3第1項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成24年9月20日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
特定非営利活動法人消費者支援機構 関西	大阪府中央区石町一丁目1番1号天満橋 千代田ビル

(財政局税務部課税課)

大阪市告示第1485号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7145

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量
大阪市中央卸売市場南港市場解体室等清掃業務委託 一式
(以上、電子入札対象案件とする。)
- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成25年4月1日(月)～平成26年3月31日(月)
- (4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年1月15日(火)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 01 建物等清掃」で登録していること。
- (5) 平成14年度以降にと畜場における解体エリアの清掃の履行実績、若しくは、と畜場設置許可を有し、当該と畜場における解体室の清掃を自ら行ったことを誓約できること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム(以下「システム」という。)上及び担当部局(1に同じ)
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成25年1月15日(火)午後5時まで無償にて交付する(ただし、本市の休日を除く。)
- (3) 仕様書の交付方法
システムにより交付する。

※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入

札日までの間貸与する。

(4) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日から平成25年1月15日（火）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。

(5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

(1) システム上

(2) 担当部局（1に同じ）

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成25年2月27日（水）から同月28日（木）まで（午前9時から午後5時まで）

② 開札予定日時 平成25年3月1日（金）午前10時30分

③ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成25年3月1日（金）午前10時から午前10時30分まで

② 開札予定日時 平成25年3月1日（金）午前10時30分

③ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成25年2月28日（木）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者

を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月15日（火）午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。
- (3) 落札決定後、契約締結までに入札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Contract for Cleaning of the Slaughtering Room, etc. at the South Port Wholesale Market (Nanko Shijo) 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 15 January 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 27 February 2013 to 5:00PM, 28 February 2013
 - ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 1 March 2013
 - ③ by post: 5:00PM, 28 February 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7145

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第1486号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7145

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量
河川水面清掃及び河川清掃ごみ運搬業務委託（概算契約） 一式
（以上、電子入札対象案件とする。）
- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成25年4月1日（月）～平成26年3月31日（月）
- (4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年1月15日（火）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 10 土木施設清掃・除草」で登録していること
- (5) 「小型船舶免許2級」以上を所持する者を4人以上、「小型移動式クレーン運転技能講習」を受けている者及び「第一種中型自動車免許」以上を所有する者を直接雇用し配置できること
- (6) 船舶を使用した業務の契約履行実績を有していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）

(2) 入札説明書等の交付方法

公示の日から平成25年1月15日（火）午後5時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。

(3) 仕様書の交付方法

システムにより交付する。

※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。

(4) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日から平成25年1月15日（火）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。

(5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

(1) システム上

(2) 担当部局（1に同じ）

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成25年2月27日（水）から同月28日（木）まで（午前9時から午後5時まで）

② 開札予定日時 平成25年3月1日（金）午前10時30分

③ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成25年3月1日（金）午前10時から午前10時30分まで

② 開札予定日時 平成25年3月1日（金）午前10時30分

③ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成25年2月28日（木）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月15日（火）午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。

(3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

River water's surface cleaning and river waste transportation outsourcing

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 15 January 2013

- (3) The date and time for the submission of tenders:
- ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 27 February 2013 to 5:00PM, 28 February 2013
 - ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 1 March 2013
 - ③ by post: 5:00PM, 28 February 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7145
- (契約管財局契約部物品等契約担当)

~~~~~

### 大阪市告示第1487号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

#### 1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号  
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当  
電話 06-4395-7145

#### 2 入札に付する事項

##### (1) 役務の名称及び数量

- ① 東部方面管理事務所管内下水管きよ調査業務委託 (25-1)
- ② 西部方面管理事務所管内下水管きよ調査業務委託 (25-1)
- ③ 南部方面管理事務所管内下水管きよ調査業務委託 (25-1)
- ④ 北部方面管理事務所管内下水管きよ調査業務委託 (25-1)

(以上、電子入札対象案件とする。)

##### (2) 役務の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期限 平成25年10月31日(木)

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 上記(1)の①～④の業務ごとに入札に付する。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年1月15日(火)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当し

ない者であること

- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 12 土木施設管理」で登録していること
- (5) 平成14年度以降、流域下水道または、公共下水道における下水管きょ調査業務の元請による契約履行実績を有していること
- (6) 「第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証」又は、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証」を所有する酸素欠乏危険作業主任者を配置することを誓約できること
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する次の許可を有すること  
大阪府又は大阪市の産業廃棄物収集運搬業許可（許可項目：汚泥）

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法  
公示の日から平成25年1月15日（火）午後5時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (3) 仕様書の交付方法  
システムにより交付する。  
※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。
- (4) 入札参加申請書等の受付期間  
公示の日から平成25年1月15日（火）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。
- (5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

#### 5 契約条項を示す場所

- (1) システム上
- (2) 担当部局（1に同じ）

#### 6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
  - ① 入札書受付期間  
平成25年2月27日（水）から同月28日（木）まで（午前9時から午後5時まで）
  - ② 開札予定日時 平成25年3月1日（金）午前10時30分

③ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成25年3月1日(金)午前10時から午前10時30分まで

② 開札予定日時 平成25年3月1日(金)午前10時30分

③ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室(1に同じ)

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第25条第2項に規定する郵便等(以下「郵便等」という。)による入札の場合は、平成25年2月28日(木)午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月15日(火)午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。

(3) 落札決定後、契約締結までに入札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものと

する。

- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
  - ① The inspection works of sewer in Eastern District Management Office(25-1)
  - ② The inspection works of sewer in Western District Management Office(25-1)
  - ③ The inspection works of sewer in Southern District Management Office(25-1)
  - ④ The inspection works of sewer in Northern District Management Office(25-1)
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 15 January 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 27 February 2013 to 5:00PM, 28 February 2013
  - ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 1 March 2013
  - ③ by post: 5:00PM, 28 February 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:  
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,  
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7145

(契約管財局契約部物品等契約担当)

#### 大阪市告示第1488号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

#### 1 契約担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市役所2階  
大阪市こども青少年局企画部経理課  
電話 06-6208-8177

#### 2 入札に付する事項

- (1) 借入物品及び予定数量 乾式電子複写機 59台（電子入札対象案件）
- (2) 借入物品の特質等 別紙仕様書のとおり
- (3) 借入期間 平成25年4月1日から平成27年12月31日
- (4) 借入場所 別紙仕様書のとおり

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部物品等契約担当に行えば当該審査を行う。ただし、平成25年1月16日（水）午後5時までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務種目「12貸貸：02 事務用品貸貸：03複写機（複写サービスを含む）（159）」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品について、賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元報告書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていること
- (8) アフターサービス・メンテナンス等の体制の確保ができること

### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び契約担当（上記1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法  
システムにて交付する。  
※ 紙入札者については、「1 担当部局」において仕様書を平成25年1月16日（水）午後5時まで無償にて交付する。（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間  
公示の日から、平成25年1月16日（水）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所  
入札説明書による。

## 5 入札執行の日時等

## (1) 電子入札による場合

## ア 入札書受付期間

平成25年2月22日(金)から同月25日(月)までの午前9時から午後5時まで

イ 開札予定日時 平成25年2月26日(火)午前11時

ウ 場所 システム上とする。

## (2) 紙入札による場合

## ア 入札書受付期間

平成25年2月26日(火)午前10時30分から午前11時まで

イ 開札予定日時 平成25年2月26日(火)午前11時

ウ 場所 大阪市こども青少年局企画部経理課(上記1に同じ)

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号(以下「契約規則」という。))第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成25年2月25日(月)午後5時までに必着のこと。

## 6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月16日(水)午後5時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達の記事が残るものによる郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

## 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく

入札等除外措置を受けた時は、契約の締結を行わないものとする。

- (3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) この契約は単価を定める基本契約であり、予算の執行に関しては、毎月の複写等枚数の通知を本市が確認したことにより発生する。
- (6) 本契約の締結は、平成25年度予算が発効した時とする。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Electric dry photocopier. 59 sets
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00 PM, January 16, 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① in person: 11:00 AM, February 26, 2013
  - ② by post: must arrive by 5:00 PM, February 25, 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:  
Contracts Division, Children and Youth Bureau, City of Osaka,  
1-3-20 Nakanoshima, Kita-ku Osaka 530-8201, TEL 06-6208-8177  
(こども青少年局企画部経理課)

---

#### 大阪市告示第1489号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

#### 1 契約担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市役所2階  
大阪市こども青少年局企画部経理課  
電話 06-6208-8177

#### 2 入札に付する事項

- (1) 借入物品及び予定数量 乾式デジタル複合機 5台（電子入札対象案件）
- (2) 借入物品の特質等 別紙仕様書のとおり
- (3) 借入期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日
- (4) 借入場所 別紙仕様書のとおり

#### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、そ

の資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部物品等契約担当に行えば当該審査を行う。ただし、平成25年1月16日（水）午後5時までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務種目「12賃貸：02事務用品賃貸：03複写機（複写サービスを含む）（159）」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品について、賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元報告書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていること
- (8) アフターサービス・メンテナンス等の体制の確保ができること

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び契約担当（上記1に同じ）

- (2) 入札説明書等の交付方法  
システムにて交付する。

※ 紙入札者については、「1 担当部局」において仕様書を平成25年1月16日（水）午後5時まで無償にて交付する。（ただし、本市の休日を除く。）

- (3) 入札参加申請書等の受付期間  
公示の日から、平成25年1月16日（水）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所  
入札説明書による。

#### 5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
  - ア 入札書受付期間  
平成25年2月22日（金）から同月25日（月）までの午前9時から午後5時まで
  - イ 開札予定日時 平成25年2月26日（火）午前11時

ウ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間

平成25年2月26日（火）午前10時30分から午前11時まで

イ 開札予定日時 平成25年2月26日（火）午前11時

ウ 場所 大阪市こども青少年局企画部経理課（上記1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号（以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成25年2月25日（月）午後5時までに必着のこと。

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月16日（水）午後5時までに受付場所に、持参または書留郵便等配達の記事が残るものによる郵送により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の締結を行わないものとする。

(3) 本契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行う。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) この契約は単価を定める基本契約であり、予算の執行に関しては、毎月複写等枚数の通知を本市が確認したことにより発生する。

(6) 本契約の締結は、平成25年度予算が発効した時とする。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Digital multifunction dry printer/ copier/ scanner. 5 sets
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00 PM, January 16, 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:  
① in person: 11:00 AM, February 26, 2013  
② by post: must arrive by 5:00 PM, February 25, 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:  
Contracts Division, Children and Youth Bureau, City of Osaka,  
1-3-20 Nakanoshima, Kita-ku Osaka 530-8201, TEL 06-6208-8177  
(こども青少年局企画部経理課)

#### 大阪市告示第1490号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

#### 1 契約担当

- (1) 大阪市中央卸売市場東部市場で使用する電気  
〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号  
大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟15階  
大阪市中央卸売市場総務担当  
電話 06-6469-7921
- (2) 大阪市中央卸売市場南港市場で使用する電気  
〒559-0032 大阪市住之江区南港南5丁目2番48号  
大阪市中央卸売市場南港市場 本館棟2階 大阪市事務所  
大阪市中央卸売市場南港市場  
電話 06-6675-2012

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達件名及び予定数量
- |                              |               |
|------------------------------|---------------|
| ① 大阪市中央卸売市場東部市場で使用する電気（特別高压） | 17,997,000kWh |
| ② 大阪市中央卸売市場東部市場で使用する電気（高压）   | 1,544,000kWh  |
| ③ 大阪市中央卸売市場南港市場で使用する電気       | 8,225,000kWh  |
- (2) 調達物件の特質等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成25年5月1日から平成26年4月30日まで

## (4) 履行場所

- ① 大阪市中央卸売市場東部市場
- ② 大阪市中央卸売市場東部市場
- ③ 大阪市中央卸売市場南港市場

## 3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市の電力調達に係る入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成23・24年度大阪市入札参加資格者名簿に業務委託種目「13その他代行 15電力供給・売買」で登録していること
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項による一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること
- (6) 大阪市電力の調達に係る環境配慮指針に基づく入札参加資格を有すること

なお、大阪市電力の調達に係る環境配慮指針に関しては、環境局環境施策部環境施策課（電話06-6630-3217）に問い合わせること

## 4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び入札参加申出書の受付場所  
〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号  
大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟15階  
大阪市中央卸売市場総務担当

- (2) 契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
1に同じ

- (3) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成25年1月21日（月）までの本市休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時から午後0時45分までを除く。）上記(1)により交付する。

なお、入札説明書は本市中央卸売市場ホームページから出力することが可能である。

- (4) 入札参加申出書の受付期間

公告の日から平成25年1月21日（月）までの本市休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時から午後0時45分までを除く。）

## 5 入札執行の日時等

入札執行の日時及び場所

平成25年2月27日（水）午前10時

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟15階第3会議室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成25年2月26日（火）午後5時30分までに必着のこと

#### 6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要 ただし契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 7 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置又は環境配慮指針に定める「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第8条第1項に基づく勧告」を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 8 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 電気供給のための所要の工事開始又は契約締結のいずれか早い期日までに、環境配慮指針に基づく「グリーン電力証書の大阪市への譲渡予定量報告書」を提出することで入札参加資格が認められた落札者が同証書を無償譲渡しないときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 契約の締結は、平25年度予算が発効したときとする。

#### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - ① 17,997,000 kWh extra high voltage electricity for the East Wholesale Market (Tobu shijou)
  - ② 1,544,000 kWh high voltage electricity for the East Wholesale Market (Tobu shijou)

- ③ 8,225,000 kWh extra high voltage electricity for the South Port Wholesale Market (Nanko shijou)
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:30PM, 21 January, 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:  
10:00AM, 27 February, 2013  
(tenders submitted by mail 5:30PM, 26 February, 2013)
- (4) Contact point where tender documents are available:  
General Affairs Department, The Osaka Municipal Central Wholesale Markets 1-86, Noda 1-chome, Fukushima-ku, Osaka, 553-0005 TEL 06-6469-7921 South Port Wholesale Market of The Osaka Municipal Central Wholesale Markets 2-48, Nanko-Minami 5-chome, Suminoe-ku, Osaka, 559-0032 TEL 06-6675-2011

(中央卸売市場総務担当)

大阪市告示第1491号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）  
電話 06-6208-9077

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

- ① 北区、都島区及び中央区の大阪市立学校（47校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ② 旭区、城東区及び鶴見区の大阪市立学校（57校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ③ 西区、港区、大正区及び浪速区の大阪市立学校（57校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ④ 住之江区及び住吉区の大阪市立学校（46校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ⑤ 天王寺区、東成区及び生野区の大阪市立学校（57校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ⑥ 東住吉区及び平野区の大阪市立学校（56校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）

- ⑦ 福島区、此花区及び西淀川区の大阪市立学校（44校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ⑧ 淀川区及び東淀川区の大阪市立学校（50校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- ⑨ 阿倍野区及び西成区の大阪市立学校（36校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）
- (2) 業務委託概要  
入札説明書による
- (3) 業務委託期間  
平成25年4月1日から同年9月30日
- (4) 履行場所  
入札説明書による

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、大阪市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加資格有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を本市契約管財局契約部物品等契約担当（電話 06-4395-7161）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年1月11（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01建物等各種施設管理：16廃棄物処理：01一般廃棄物（収集・運搬）」で登録していること
- (5) 大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していること

### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法  
公示の日から平成25年1月11日（金）午後5時まで無償にて交付する。  
（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 仕様書の交付方法  
公示の日から平成25年1月11日（金）午後5時まで無償にて交付する。  
（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日から平成25年1月11日（金）午後5時まで  
（ただし、本市の休日を除く。）

(5) 入札参加申請等の受付場所

入札説明書による

5 契約条項を示す場所

担当部局（1に同じ）

6 入札執行の日時等

① 入札執行日時

平成25年2月25日（月）午前10時

② 開札予定日時

平成25年2月25日（月）午前11時30分

③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、「1 担当部局」あて平成25年2月22日（金）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月11日（金）午後5時までに、「1 担当部局」まで持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札

とみなし無効とする。

#### 10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) 契約の締結は平成25年度予算が発効した時とする。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be required:  
The transport of wastes from the Osaka municipal school
- (2) The closing and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00 PM, 11 January 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① in person: from 10:00AM, 25 February 2013
  - ② by post: 5:00PM, 22 February 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:  
General Affairs Department, General Affairs Division, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL 06-6208-9077

(教育委員会事務局総務部総務課)

#### 大阪市告示第1492号

大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号）第18条第1項の規定により、都市景観資源を登録したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

#### 都市景観資源（都島区）

| 都市景観資源名                | 所在地                    |
|------------------------|------------------------|
| 藤田邸跡（太閤園、藤田邸跡公園、藤田美術館） | 都島区網島町9番10号、10番、10番32号 |
| 淀川神社                   | 都島区毛馬町1丁目2番11号         |
| 淀川河川敷（都島区）             | 都島区毛馬町3丁目地先            |
| 櫻宮御旅所 渡辺綱・駒つなぎの樟（くす）   | 都島区善源寺町1丁目11番26号       |

|      |                     |
|------|---------------------|
| 飛翔橋  | 都島区都島本通1丁目～北区長柄東1丁目 |
| 都島神社 | 都島区都島本通1丁目5番5号      |
| 鶴塚   | 都島区都島本通3丁目18番       |

## 都市景観資源（鶴見区）

| 都市景観資源名       | 所在地                |
|---------------|--------------------|
| 比枝神社          | 鶴見区今津中5丁目5番23号     |
| 中高野街道の剣街道     | 鶴見区放出東1、2、3丁目付近    |
| 阿遅速雄神社        | 鶴見区放出東3丁目31番18号    |
| 鶴見はなぼ～とブロッサム  | 鶴見区茨田大宮2丁目7番70号    |
| 井路の名残り        | 鶴見区安田3丁目、茨田大宮1丁目付近 |
| 横堤 花と緑のプロムナード | 鶴見区横堤4、5丁目         |
| 咲くやこの花館       | 鶴見区鶴見緑地内           |

## 都市景観資源（住之江区）

| 都市景観資源名                         | 所在地              |
|---------------------------------|------------------|
| 大和橋                             | 住之江区安立4丁目～堺市     |
| 地藏尊のある風景（安立連合町会のなかの紀州街道沿いのお地藏様） | 住之江区安立2丁目3番、8番   |
| 大阪南港野鳥園                         | 住之江区南港北3丁目5番30号  |
| 住之江公園                           | 住之江区南加賀屋1丁目1番    |
| 大阪護國神社と杜                        | 住之江区南加賀屋1丁目1番77号 |
| 加賀屋新田会所跡                        | 住之江区南加賀屋4丁目8番    |
| 住吉高燈籠                           | 住之江区浜口西1丁目1番     |
| 住吉公園                            | 住之江区浜口東1丁目1番     |
| 名村造船所大阪工場跡地                     | 住之江区北加賀屋4丁目1番55号 |
| 南港オズ岸壁と大阪南港コスモフェリーターミナル         | 住之江区南港北2丁目       |

## 都市景観資源（平野区）

| 都市景観資源名        | 所在地             |
|----------------|-----------------|
| 奥田邸とその裏の道      | 平野区加美鞍作1丁目8番5号  |
| 旧屋敷小路（喜連環濠地区内） | 平野区喜連4丁目4番、6番付近 |
| 式内楯原神社         | 平野区喜連6丁目1番38号   |
| 如願寺            | 平野区喜連6丁目1番38号   |
| 八坂神社と椋の木       | 平野区喜連東2丁目1番14号  |
| 教西寺            | 平野区喜連東2丁目1番22号  |

|                        |                  |
|------------------------|------------------|
| 末吉家住宅                  | 平野区平野上町2丁目3番5号   |
| 赤留比売命神社（三十歩神社）         | 平野区平野東2丁目11番     |
| 旧南海電鉄平野線平野駅跡プロムナード     | 平野区平野本町2丁目3番     |
| 小林新聞舗店舗                | 平野区平野本町4丁目12番3号  |
| 野中山 全興寺（やっちゅうざん せんこうじ） | 平野区平野本町4丁目12番21号 |
| 平野環濠跡                  | 平野区平野宮町2丁目1番     |

(計画調整局開発調整部開発誘導課)

### 大阪市告示第1493号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成24年12月3日

大阪市指令大計建企 第1031号

| 地 名           | 地 番  | 道路幅員     | 道路延長       | 摘 要   |
|---------------|------|----------|------------|-------|
| 東淀川区<br>淡路2丁目 | 137番 | m<br>4.0 | m<br>17.73 | 袋路状道路 |

(計画調整局建築指導部建築企画課)

### 大阪市告示第1494号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

・認定年月日及び認定番号

平成24年12月6日 第307号

・認定区域の名称

大阪市営池島住宅

・認定区域の位置

大阪市港区池島3丁目3番1 ほか3筆

(計画調整局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第1495号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

- ①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日  
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号
- ①株式会社 KAORU 大阪市都島区大東町一丁目3番5号 ②放課後等デイサービスたんばや 大阪市都島区毛馬町二丁目8番2号 ③平成24年12月1日 ④放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2755220056
- ①合同会社オフィス・ノ・コ・ス 大阪市淀川区新高一丁目12番1-306号  
②もりのこクラブ 大阪府中央区常盤町一丁目4番9号 竹宏ビル104号室  
③平成24年12月1日 ④児童発達支援・放課後等デイサービス ⑤障がい児  
⑥2759400035
- ①一般社団法人 ブルーコクーン 大阪府東大阪市足代南一丁目2番8号 ②障がい者デイサービス コンパス 大阪市生野区小路東二丁目5番7号 パル・レバンテ小路東 ③平成24年12月1日 ④放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2752220083
- ①有限会社ケイユーカンパニー 大阪市鶴見区浜三丁目8番69号 ②放課後等デイサービス コスモ 大阪市城東区鳴野西一丁目14番16号 ③平成24年12月1日 ④放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2754420053
- ①特定非営利活動法人 日常生活支援ネットワーク 大阪市浪速区敷津東三丁目6番10号 ②しきつの杜 大阪市浪速区敷津東三丁目6番9号 アレックスビル1F ③平成24年12月1日 ④児童発達支援・放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2754320048
- ①特定非営利活動法人 ぱんの木 大阪市城東区放出西三丁目13番7-308号  
②児童デイサービスけいきJunior 大阪市鶴見区放出東三丁目3番22号 ③平成24年12月1日 ④放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2759220078
- ①特定非営利活動法人 LOVELY 大阪市西成区鶴見橋三丁目6番15号 ②ラブリーステーション 大阪市西成区鶴見橋三丁目6番15号 4階 ③平成24年12月1日 ④児童発達支援・放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2753320049
- ①特定非営利活動法人アイシティルーム 大阪市港区弁天一丁目6番17-102号 ②特定非営利活動法人アイシティルーム 大阪市港区弁天一丁目6番17-102号 ③平成24年12月1日 ④児童発達支援・放課後等デイサービス ⑤障

がい児 ⑥2750420016

①特定非営利活動法人 ぱんの木 大阪市城東区放出西三丁目13番7-308号

②児童デイサービスけいき 大阪市鶴見区放出東三丁目13番13号 ③平成24年12月1日 ④児童発達支援・放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2759220011

(福祉局障害者施策部運営指導課)

### 大阪市告示第1496号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日

④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①介護のみき 株式会社 奈良県大和高田市昭和町2番33号 ②介護のみき上本町 大阪府中央区谷町九丁目2番23号 谷九城福ビル2階203号 ③平成24年12月1日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児 ⑥2719400489

①社会福祉法人 椿福社会 大阪市鶴見区中茶屋一丁目8番13号 ②ワークセンターつるみの郷 大阪市鶴見区茨田大宮二丁目2番25号 ③平成24年12月1日 ④短期入所 ⑤知的障がい者 ⑥2719200731

①株式会社ケアライン椿 大阪市淀川区木川東二丁目4番10号 ②ケアライン椿 大阪市淀川区木川東二丁目4番10号 三共新大阪ビル706号 ③平成24年12月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2719101012

①株式会社 Faith 大阪市城東区鳴野西四丁目18番13号 城東グリーンマンション1008 ②care Minerva 大阪市城東区鳴野西四丁目18番13号 城東グリーンマンション1008 ③平成24年12月1日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児 ⑥2714400500

①株式会社 Parfait 大阪府中央区上本町西一丁目2番14号 ②パルフェ 大阪府中央区上本町西一丁目2番14号 第3松屋ビル1153号 ③平成24年12月1日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児 ⑥2719400307

①株式会社アスモ介護サービス 大阪市住之江区北加賀屋五丁目7番30号 ②アスモ介護サービス長居 大阪市住吉区荻田二丁目15番10号 ③平成24年12月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者 ⑥2712001185

①富士自動車工業 有限会社 大阪市東住吉区杭全五丁目9番4号 ②介護の富士ガイドサービス 大阪市東住吉区杭全五丁目9番4号 ③平成24年12月1日 ④同行援護 ⑤身体障がい者 ⑥2710800208

①有限会社 ひまわり 大阪市此花区春日出北一丁目25番11号 ②ケアセンターフェニックス 大阪市此花区梅香一丁目24番19号 ③平成24年12月1日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児 ⑥2712800081

①特定非営利活動法人 フェリスモンテ 大阪市旭区千林一丁目2番17号 ②おたっしゅセンター千林 大阪市旭区千林一丁目2番17号 ③平成24年12月1日 ④同行援護 ⑤身体障がい者 ⑥2713100382

①合同会社サン 大阪市北区中津三丁目3番27号 三木シャトーマンション ②ソレイユ高齢者・障害者福祉サービス 大阪市北区中津三丁目3番27号 三木シャトーマンション ③平成24年12月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2714100761

①株式会社 ケア21 大阪市北区堂島二丁目2番2号 ②ケア21城北公園通 大阪市都島区大東町二丁目3番7号 エスポワール若杉1階102号室 ③平成24年12月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2715200644

①株式会社 あすもサポート 大阪市都島区都島本通五丁目4番16号 ②あすもケアサービス 大阪市都島区都島本通五丁目4番16号 ③平成24年12月1日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児 ⑥2715200131

①社会福祉法人 あいえる協会 大阪市西成区天神ノ森二丁目9番18号 ②グループホーム・あいえる 大阪市西成区天神ノ森二丁目9番18号 ③平成24年12月1日 ④短期入所 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2713302053

①株式会社 こやぶ 大阪市生野区新今里四丁目4番13号 ②ひなた介護サービス 大阪市生野区新今里四丁目4番13号 ③平成24年12月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2712201397

①合同会社 辰巳 大阪市住之江区御崎七丁目9番14号 ②指定訪問介護事業所たつみ 大阪市住之江区住之江二丁目5番24号 ③平成24年12月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 ⑥2715900854

①株式会社 勇気 大阪市住吉区长居東三丁目12番19号 KSビル1階 ②やまざくら介護センター 大阪市住吉区长居東三丁目12番19号 KSビル1階 ③平成24年12月1日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児 ⑥2712000732

①株式会社セラヴィ 大阪市生野区生野西一丁目6番23号 ②ハートケアハート 大阪市生野区生野西一丁目6番23号 ③平成24年12月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2712201405

①株式会社もみのき 大阪市東淀川区東中島一丁目17番5号 ②ひめりんご 大阪市東淀川区東中島一丁目17番5号 ス튜디오オ新大阪349号室 ③平成24年12月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的

障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2713001077

①株式会社なごみ 大阪市東淀川区大桐一丁目16番11号 ②なごみライフ 大阪市東淀川区大桐一丁目16番11号 和光ハイツ201号 ③平成24年12月1日

④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2713001085

①株式会社ふわりん 大阪市西淀川区柏里三丁目13番7-203号 ②ふわりん介護サービス 大阪市西淀川区柏里三丁目13番7号 ドムール塚本203号 ③平成24年12月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2711000477

①特定非営利活動法人 どうで 奈良県山辺郡山添村大字大西232番地 ②大阪どうで 大阪市生野区桃谷四丁目16番4号 ③平成24年12月1日 ④短期入所 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2712201413

①一般社団法人 ブルーコクーン 大阪府東大阪市足代南一丁目2番8号 ②障がい者デイサービス コンパス 大阪市生野区小路東二丁目5番7号 パル・レバンテ小路東 ③平成24年12月1日 ④生活介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 ⑥2712201421

①株式会社メディ・キューブ 大阪市城東区鳴野西四丁目9番17-912号 ②介護ステーションたんぱりん 大阪市西成区花園南二丁目7番12号 フォレスト花園203号室 ③平成24年12月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2713302061

①株式会社サンフェイス 大阪市生野区巽東二丁目7番16号 ②サンフェイス 大阪市生野区巽東二丁目7番16号 ③平成24年12月1日 ④同行援護・行動援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2712200167

①一般社団法人大阪パーソンパワーの会 大阪市西成区鶴見橋三丁目6番13号 ②就労継続支援B型施設 Bloom 大阪市西成区鶴見橋三丁目5番29号 ③平成24年12月1日 ④就労継続支援（B型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 ⑥2713302079

①株式会社 タケヒラ 大阪市西成区千本北二丁目28番18号 ②事業所 うみ 大阪市西成区天下茶屋一丁目1番16号 天下茶屋ビル2階 ③平成24年12月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 ⑥2713302087

①社会福祉法人 大阪重症心身障害児者を支える会 大阪市阿倍野区阪南町二丁目23番11号 ②重症児者を支える会居宅介護事業所 大阪市阿倍野区阪南町五丁目15番28号 育徳コミュニティセンター内 ③平成24年12月1日 ④同行援護 ⑤身体障がい者・障がい児 ⑥2712300108

①株式会社昭和プリント 大阪市中央区本町橋3番3号 ②ええやん昭和介護センター 大阪市東淀川区豊新一丁目18番18号 坂本マンション107号 ③平成24年12月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2713001093

①株式会社 桜ほのぼの苑 大阪府箕面市桜四丁目11番15号 ②桜ほのぼの苑

姫島事業所 大阪市西淀川区姫島五丁目10番21号 ③平成24年12月1日 ④就労移行支援（一般型）・就労継続支援（A型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 ⑥2711000485

①株式会社スタイル 大阪市西成区山王二丁目6番14号 ②ヘルパーステーションスカイ 大阪市西成区山王二丁目6番14号 ③平成24年12月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2713302095

①株式会社 ハート介護サービス 大阪市北区南森町一丁目1番25号 ②ハート介護サービス平野 大阪市平野区長吉出戸六丁目4番1号 コンフォール長吉203号 ③平成24年12月1日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2715801888

①株式会社就労継続支援機構 大阪市西区江之子島一丁目6番5号 エアフォルク阿波座8階 ②障害福祉サービス事業所アンカー 大阪市西区西本町二丁目1番30号 松菱ビル ③平成24年12月1日 ④生活介護・就労継続支援（A型）・就労継続支援（B型） ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 ⑥2711800413

①株式会社オールケアライフ 大阪府守口市梶町一丁目4番14号 ②オールケア旭 大阪市旭区清水四丁目3番11号 ③平成24年12月1日 ④居宅介護・重度訪問介護・同行援護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2713100754

（福祉局障害者施策部運営指導課）

#### 大阪市告示第1497号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第51条の規定により告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日  
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①合同会社 t a n o s i a 大阪市東住吉区桑津一丁目12番27号 ②たのしあ介護サービス 大阪市東住吉区桑津一丁目12番27号 ③平成24年10月31日 ④居宅介護・重度訪問介護 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2710801289

（福祉局障害者施策部運営指導課）

**大阪市告示第1498号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日  
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①NPO法人 規公会 大阪市西区九条二丁目22番14号 ②相談支援センター  
いぶき 大阪市西区九条二丁目9番16号 ③平成24年12月1日 ④計画相談支援  
⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 ⑥2731800062

①社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会 大阪市西成区出城一丁目6番14  
号 ②自立生活支援センターポカポカティ南部事務所 大阪市西成区千本南一  
丁目16番8号 プレミシス岸里1階 ③平成24年12月1日 ④計画相談支援  
⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 ⑥2733300137

①社会福祉法人 愛生会 大阪市生野区勝山北三丁目13番20号 ②豊生園 障  
がい者支援相談所 大阪市生野区勝山北四丁目14番28号 ③平成24年12月1日  
④計画相談支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 ⑥  
2732200049

(福祉局障害者施策部運営指導課)

**大阪市告示第1499号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の規定により、指定一般相談支援事業者として次の者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日  
④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 大阪市東成区玉津二丁目11番28号  
②中央支援センター 大阪市東成区玉津二丁目11番28号 ③平成24年12月1日  
④地域移行支援・地域定着支援 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障が  
い者・障がい児 ⑥2731700015

(福祉局障害者施策部運営指導課)

**大阪市告示第1500号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

- ①医師名 ②医療機関名称 ③所在地 ④担当する障害の種類 ⑤指定年月日
- ①岩垣 明隆 ②いわがき内科クリニック ③住吉区我孫子東1-1-29 ド  
ムール長居南館1F ④呼吸器機能障害 ⑤平成24年11月1日
- ①大宮 英泰 ②大阪医療センター ③中央区法円坂2-1-14 ④呼吸器機  
能障害 ⑤平成24年11月1日
- ①西川 周治 ②大阪医療センター ③中央区法円坂2-1-14 ④聴覚障害、  
音声・言語機能障害 ⑤平成24年11月1日
- ①中島 隆善 ②大阪市立総合医療センター ③都島区都島本通2-13-22  
④ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害 ⑤平成24年11月1日
- ①木村 剛 ②大阪医療センター ③中央区法円坂2-1-14 ④呼吸器機能  
障害 ⑤平成24年11月1日
- ①金岡 裕夫 ②大阪赤十字病院 ③天王寺区筆ヶ崎町5-30 ④肢体不自由、  
呼吸器機能障害 ⑤平成24年11月1日
- ①相原 顕作 ②大阪府済生会野江病院 ③城東区古市1-3-25 ④呼吸器  
機能障害 ⑤平成24年11月1日
- ①八木 隆 ②やぎクリニック ③港区八幡屋1-3-19 ④肢体不自由 ⑤  
平成24年11月1日
- ①松末 武雄 ②関西電力病院 ③福島区福島2-1-7 ④肢体不自由 ⑤  
平成24年11月1日
- ①袴 史明 ②大阪鉄道病院 ③阿倍野区松崎町1-2-22 ④肢体不自由  
⑤平成24年11月1日
- ①鈴木 真優美 ②日生病院 ③西区立売堀6-3-8 ④呼吸器機能障害  
⑤平成24年11月1日
- ①上野 清伸 ②大阪府立急性期・総合医療センター ③住吉区万代東3-1-  
56 ④呼吸器機能障害 ⑤平成24年11月1日
- ①志手 淳也 ②大阪府済生会中津病院 ③北区芝田2-10-39 ④心臓機能  
障害 ⑤平成24年11月1日
- ①森本 芳和 ②大阪厚生年金病院 ③福島区福島4-2-78 ④肝臓機能障  
害 ⑤平成24年11月1日
- ①下條 裕史 ②大阪厚生年金病院 ③福島区福島4-2-78 ④視覚障害  
⑤平成24年11月1日
- ①内木 義人 ②新大阪病院 ③生野区田島1-16-6 ④腎臓機能障害 ⑤  
平成24年11月1日
- ①矢木 泰弘 ②やまだ内科医院 ③都島区内代町1-2-32 サンシャイン  
88（1階） ④呼吸器機能障害 ⑤平成24年10月1日
- ①西田 進一郎 ②千船病院 ③西淀川区佃2-2-45 ④心臓機能障害 ⑤

平成24年10月1日

①後藤 克子 ②桃クリニック ③生野区勝山北1-18-14 ④肢体不自由

⑤平成24年11月1日

①森北 育宏 ②越川病院 ③阿倍野区昭和町4-9-1 ④肢体不自由 ⑤

平成24年11月1日

(大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター相談課)

## 大阪市告示第1501号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、大阪市公園条例第9条第3項及び大阪市立プール条例第3条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

### 1 臨時開場

| 施設名                     | 月 日           | 供用時間            |
|-------------------------|---------------|-----------------|
| 長居球技場                   | 平成25年1月7日（月）  | 午前9時から午後8時まで    |
|                         | 平成25年1月15日（火） | 午前9時から午後5時まで    |
|                         | 平成25年1月21日（月） | 午前9時から午後9時まで    |
|                         | 平成25年1月28日（月） | まで              |
| 長居陸上競技場<br>長居トレーニング場    | 平成25年1月15日（火） | 午前9時から午後9時30分まで |
| 長居プール<br>水泳場（25メートルプール） | 平成25年1月15日（火） | 午前9時から午後9時まで    |

### 2 供用時間の変更

| 施設名                  | 月 日                           | 供用時間            |
|----------------------|-------------------------------|-----------------|
| 長居陸上競技場<br>長居トレーニング場 | 平成25年1月5日（土）                  | 午前9時から午後9時30分まで |
|                      | 平成25年1月6日（日）                  | 午前9時から午後6時まで    |
|                      | 平成25年1月8日（火）から<br>同月12日（土）まで  | 午前9時から午後9時30分まで |
|                      | 平成25年1月13日（日）から<br>同月14日（月）まで | 午前9時から午後6時まで    |
|                      | 平成25年1月16日（水）から               | 午前9時から午後9時30分   |

|                               |                               |                     |
|-------------------------------|-------------------------------|---------------------|
|                               | 同月19日（土）まで                    | まで                  |
|                               | 平成25年1月20日（日）                 | 午前9時から午後6時まで        |
|                               | 平成25年1月22日（火）から<br>同月26日（土）まで | 午前9時から午後9時30分<br>まで |
|                               | 平成25年1月27日（日）                 | 午前9時から午後6時まで        |
|                               | 平成25年1月29日（火）から<br>同月31日（木）まで | 午前9時から午後9時30分<br>まで |
|                               | 長居庭球場                         | 平成25年1月4日（金）        |
| 平成25年1月7日（月）から<br>同月11日（金）まで  |                               |                     |
| 平成25年1月14日（月）から<br>同月18日（金）まで |                               |                     |
| 平成25年1月21日（月）から<br>同月25日（金）まで |                               |                     |
| 平成25年1月28日（月）から<br>同月31日（木）まで |                               |                     |
|                               |                               |                     |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第1502号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和34年大阪市条例第14号）第9条第2項に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開場

| 施設名     | 月 日           | 供用時間         |
|---------|---------------|--------------|
| 鶴見緑地球技場 | 平成25年1月7日（月）  | 午前9時から午後9時まで |
|         | 平成25年1月15日（火） |              |
|         | 平成25年1月21日（月） |              |
|         | 平成25年1月28日（月） |              |

2 供用時間の変更

| 施設名     | 月 日                          | 供用時間         |
|---------|------------------------------|--------------|
| 鶴見緑地運動場 | 平成25年1月4日（金）から<br>同月31日（木）まで | 午前7時から午後9時まで |
| 鶴見緑地庭球場 | 平成25年1月5日（土）から<br>同月31日（木）まで | 午前9時から午後9時まで |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第1503号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

| 施設名     | 月 日                                | 供用時間         |
|---------|------------------------------------|--------------|
| 南港中央庭球場 | 平成24年12月28日（金）から<br>平成25年1月4日（金）まで | 午前9時から午後5時まで |

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1504号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開場

| 施設名      | 月 日           | 供用時間         |
|----------|---------------|--------------|
| 靱テニスセンター | 平成25年1月7日（月）  | 午前9時から午後9時まで |
|          | 平成25年1月15日（火） |              |
|          | 平成25年1月21日（月） |              |
|          | 平成25年1月28日（月） |              |

2 供用時間の変更

| 施設名      | 月 日                           | 供用時間             |
|----------|-------------------------------|------------------|
| 靱テニスセンター | 平成25年1月4日（金）から<br>同月6日（日）まで   | 午前9時から午後9時<br>まで |
|          | 平成25年1月8日（火）から<br>同月14日（月）まで  |                  |
|          | 平成25年1月16日（水）から<br>同月20日（日）まで |                  |
|          | 平成25年1月22日（火）から<br>同月27日（日）まで |                  |

平成25年1月29日（火）から  
同月31日（木）まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1505号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

| 施設名    | 月 日                         | 供用時間         |
|--------|-----------------------------|--------------|
| 大阪城弓道場 | 平成25年1月3日（木）から<br>同月4日（金）まで | 午前9時から午後5時まで |
|        | 平成25年1月7日（月）                | 午前9時から午後9時まで |
|        | 平成25年1月15日（火）               |              |
|        | 平成25年1月21日（月）               |              |
|        | 平成25年1月28日（月）               |              |

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1506号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定、及び第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開館

| 施設名                                             | 月 日          | 供用時間         |
|-------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 大阪市中央体育館<br>第1体育場                               | 平成25年1月1日（火） | 午前0時から午後9時まで |
| 大阪市中央体育館<br>第1体育場<br>第2体育場<br>柔道場<br>剣道場<br>会議室 | 平成25年1月4日（金） | 午前9時から午後9時まで |

## 2 供用時間の変更

| 施設名                        | 月 日                           | 供用時間             |
|----------------------------|-------------------------------|------------------|
| 大阪市中央体育館<br>第1体育場          | 平成25年1月12日(土)から<br>同日13日(日)まで | 午前8時から午後9時<br>まで |
|                            | 平成25年1月19日(土)から<br>同月20日(日)まで |                  |
| 大阪市中央体育館<br>第1体育場<br>第2体育場 | 平成25年1月25日(金)から<br>同月27日(日)まで |                  |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

## 大阪市告示第1507号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

| 施設名        | 月 日           | 供用時間         |
|------------|---------------|--------------|
| 大阪市立東淀川体育館 | 平成25年1月21日(月) | 午前9時から午後9時まで |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

## 大阪市告示第1508号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

| 施設名                        | 月 日           | 供用時間                   |
|----------------------------|---------------|------------------------|
| 大阪市立<br>北スポーツセンター<br>第1体育場 | 平成25年1月7日(月)  | 午後0時30分から午後5時<br>20分まで |
|                            | 平成25年1月21日(月) |                        |
| 大阪市立<br>北スポーツセンター<br>第2体育場 | 平成25年1月28日(月) | 午後0時30分から午後4時<br>まで    |

|                           |
|---------------------------|
| 大阪市立<br>北スポーツセンター<br>多目的室 |
|---------------------------|

|                        |
|------------------------|
| 午後2時15分から午後3時<br>15分まで |
|------------------------|

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)



大阪市告示第1509号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋下 徹

| 施設名                                         | 月 日           |
|---------------------------------------------|---------------|
| 大阪市立<br>西スポーツセンター<br>第1体育場<br>第2体育場<br>多目的室 | 平成25年1月19日（土） |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)



大阪市告示第1510号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋下 徹

| 施設名                                         | 月 日           | 供用時間                   |
|---------------------------------------------|---------------|------------------------|
| 大阪市立<br>旭スポーツセンター<br>第1体育場<br>第2体育場<br>多目的室 | 平成25年1月7日（月）  | 午後3時30分から午後<br>9時30分まで |
|                                             | 平成25年1月15日（火） |                        |
|                                             | 平成25年1月21日（月） |                        |
|                                             | 平成25年1月28日（月） |                        |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)



大阪市告示第1511号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋下 徹

| 施設名                         | 月 日           | 供用時間                   |
|-----------------------------|---------------|------------------------|
| 大阪市立<br>城東スポーツセンター<br>第1体育場 | 平成25年1月15日（火） | 午後5時30分から午後<br>8時40分まで |
| 大阪市立<br>城東スポーツセンター<br>第2体育場 |               | 午後1時30分から午後<br>4時まで    |
| 大阪市立<br>城東スポーツセンター<br>多目的室  |               | 午後4時30分から午後<br>7時45分まで |

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）



大阪市告示第1512号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋下 徹

| 施設名                         | 月 日           | 供用時間                     |
|-----------------------------|---------------|--------------------------|
| 大阪市立<br>阿倍野スポーツセンター<br>多目的室 | 平成25年1月7日（月）  | 午前10時30分から午後<br>12時30分まで |
|                             | 平成25年1月21日（月） |                          |
|                             | 平成25年1月28日（月） |                          |

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）



大阪市告示第1513号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

| 施設名                            | 月 日                | 供用時間        |
|--------------------------------|--------------------|-------------|
| 大阪市立<br>住之江スポーツセンター<br>第 1 体育場 | 平成25年 1 月15日 ( 火 ) | 午前10時から正午まで |

( ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当 )



大阪市告示第1514号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

| 施設名                            | 月 日                                                             | 供用時間                                      |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 大阪市立<br>東住吉スポーツセンター<br>第 1 体育場 | 平成25年 1 月 7 日 ( 月 )<br>平成25年 1 月21日 ( 月 )<br>平成25年 1 月28日 ( 月 ) | 午前 9 時から午後 1 時まで及び<br>午後 4 時から午後 9 時30分まで |
| 大阪市立<br>東住吉スポーツセンター<br>第 2 体育場 |                                                                 | 午前 9 時から午後 3 時まで及び<br>午後 5 時30分から午後 9 時まで |
| 大阪市立<br>東住吉スポーツセンター<br>多目的室    |                                                                 | 午前 9 時から正午まで及び<br>午後 4 時から午後 7 時まで        |

( ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当 )



大阪市告示第1515号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開館

| 施設名     | 月 日                 | 供用時間             |
|---------|---------------------|------------------|
| 大阪市立修道館 | 平成25年 1 月 4 日 ( 金 ) | 午前 9 時から午後 5 時まで |

## 2 供用時間の変更

| 施設名     | 月 日           | 供用時間         |
|---------|---------------|--------------|
| 大阪市立修道館 | 平成25年1月12日(土) | 午前9時から午後9時まで |
|         | 平成25年1月19日(土) |              |
|         | 平成25年1月26日(土) |              |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

## 大阪市告示第1516号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

| 施設名                                                        | 月 日                          | 供用時間              |
|------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------|
| 大阪市立扇町プール<br>水泳場（25メートルプール）<br>トレーニング場<br>体育場              | 平成25年1月5日（土）から<br>同月31日（木）まで | 午前9時から午後<br>10時まで |
| 大阪市立下福島プール<br>水泳場（25メートルプール）<br>トレーニング場                    | 平成25年1月5日（土）から<br>同月30日（水）まで |                   |
| 備考<br>休館日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）<br>に規定する休日は除く。 |                              |                   |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

## 大阪市告示第1517号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場、供用時間の変更及び臨時休場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開場

| 施設名                          | 月 日            | 供用時間             |
|------------------------------|----------------|------------------|
| 大阪市立大阪プール<br>水泳場 (25メートルプール) | 平成25年1月15日 (火) | 午前9時から午後9時まで     |
|                              | 平成25年1月7日 (月)  | 午後9時から午後10時15分まで |
| 大阪市立大阪プール<br>アイススケート場        | 平成25年1月15日 (火) | 午後3時から午後6時まで     |
|                              | 平成25年1月21日 (月) |                  |
|                              | 平成25年1月28日 (月) |                  |

2 供用時間の変更

| 施設名                   | 月 日                               | 供用時間             |
|-----------------------|-----------------------------------|------------------|
| 大阪市立大阪プール<br>アイススケート場 | 平成25年1月4日 (金) から<br>同月5日 (土) まで   | 午前9時から午後10時15分まで |
|                       | 平成25年1月8日 (火)                     |                  |
|                       | 平成25年1月10日 (木) から<br>同月12日 (土) まで |                  |
|                       | 平成25年1月14日 (月)                    |                  |
|                       | 平成25年1月16日 (水)                    | 午前9時から午後9時45分まで  |
|                       | 平成25年1月17日 (木) から<br>同日18日 (金)まで  | 午前9時から午後10時15分まで |
|                       | 平成25年1月20日 (日)                    |                  |
|                       | 平成25年1月22日 (火)                    |                  |
|                       | 平成25年1月24日 (木) から<br>同日26日 (土) まで |                  |
|                       | 平成25年1月29日 (火)                    |                  |

3 臨時休場

| 施設名                   | 月 日                           |
|-----------------------|-------------------------------|
| 大阪市立大阪プール<br>アイススケート場 | 平成25年1月30日 (水) から同月31日 (木) まで |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)



大阪市告示第1518号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

| 施設名                    | 月 日                           | 供用時間            |
|------------------------|-------------------------------|-----------------|
| 大阪市立真田山プール<br>アイススケート場 | 平成25年1月2日(水)                  | 午前9時から午後6時まで    |
|                        | 平成25年1月3日(木)から<br>同月6日(日)まで   | 午前8時30分から午後6時まで |
|                        | 平成25年1月8日(火)から<br>同月11日(金)まで  | 午前9時から午後6時まで    |
|                        | 平成25年1月12日(土)から<br>同月14日(月)まで | 午前8時30分から午後6時まで |
|                        | 平成25年1月16日(水)から<br>同月18日(金)まで | 午前9時から午後6時まで    |
|                        | 平成25年1月19日(土)から<br>同月20日(日)まで | 午前8時30分から午後6時まで |
|                        | 平成25年1月22日(火)から<br>同月25日(金)まで | 午前9時から午後6時まで    |
|                        | 平成25年1月26日(土)から<br>同月27日(日)まで | 午前8時30分から午後6時まで |
|                        | 平成25年1月29日(火)から<br>同月31日(木)まで | 午前9時から午後6時まで    |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第1519号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、大阪市立体育館条例第3条第4項及び大阪市立プール条例第3条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開場

| 施設名                               | 月 日           | 供用時間         |
|-----------------------------------|---------------|--------------|
| 大阪市立<br>浪速屋内プール<br>水泳場<br>トレーニング場 | 平成25年1月15日(火) | 午前9時から午後9時まで |

|                             |               |                                    |
|-----------------------------|---------------|------------------------------------|
| 大阪市立<br>浪速屋内プール<br>アイススケート場 | 平成25年1月2日(水)  | 午前10時から午後10時30分まで                  |
|                             | 平成25年1月3日(木)  | 午前10時から午後8時45分まで                   |
|                             | 平成25年1月4日(金)  | 午前6時30分から翌日午前0時15分まで               |
|                             | 平成25年1月7日(月)  | 午前6時から午後11時まで                      |
|                             | 平成25年1月15日(火) | 午前6時から翌日午前0時15分まで                  |
|                             | 平成25年1月21日(月) | 午前6時から午前8時まで及び午前10時から午後9時15分まで     |
|                             | 平成25年1月28日(月) | 午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から午後11時まで |

## 2 供用時間の変更

| 施設名                         | 月 日                             | 供用時間                |
|-----------------------------|---------------------------------|---------------------|
| 大阪市立<br>浪速スポーツセンター<br>第1体育場 | 平成25年1月8日(火)                    | 午前9時から翌日午前0時まで      |
|                             | 平成25年1月9日(水)                    | 午前9時から午後11時まで       |
|                             | 平成25年1月10日(木) から<br>同月11日(金) まで | 午前9時から翌日午前0時まで      |
|                             | 平成25年1月16日(水)                   | 午前9時から午後11時まで       |
|                             | 平成25年1月17日(木) から<br>同月18日(金) まで | 午前9時から翌日午前0時まで      |
|                             | 平成25年1月22日(火)                   |                     |
|                             | 平成25年1月23日(水)                   | 午前9時から午後11時まで       |
|                             | 平成25年1月24日(木) から<br>同月25日(金) まで | 午前9時から翌日午前0時まで      |
|                             | 平成25年1月29日(火)                   |                     |
|                             | 平成25年1月30日(水)                   | 午前9時から午後11時まで       |
| 平成25年1月31日(木)               | 午前9時から翌日午前0時まで                  |                     |
|                             | 平成25年1月5日(土)                    | 午前6時30分から午後10時30分まで |

大阪市立  
浪速屋内プール  
アイススケート場

|               |                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------|
| 平成25年1月6日(日)  | 午前6時から午後10時<br>30分まで                              |
| 平成25年1月8日(火)  | 午前6時15分から翌日<br>午前0時15分まで                          |
| 平成25年1月9日(水)  | 午前6時から午前8時<br>まで及び午前10時から<br>翌日午前0時15分まで          |
| 平成25年1月10日(木) | 午前6時15分から午前<br>7時45分まで及び午前<br>10時から午後11時まで        |
| 平成25年1月11日(金) | 午前6時15分から翌日<br>午前0時15分まで                          |
| 平成25年1月12日(土) | 午前7時から翌日午前<br>0時15分まで                             |
| 平成25年1月13日(日) | 午前6時から午後10時<br>30分まで                              |
| 平成25年1月14日(月) | 午前6時30分から翌日<br>午前0時15分まで                          |
| 平成25年1月16日(水) | 午前6時15分から午前<br>7時45分まで及び午前<br>10時から午後10時30分<br>まで |
| 平成25年1月17日(木) | 午前6時から午前8時<br>まで及び<br>午前10時から午後10時<br>30分まで       |
| 平成25年1月18日(金) | 午前6時15分から翌日<br>午前0時15分まで                          |
| 平成25年1月19日(土) | 午前6時30分から午後<br>10時15分まで                           |
| 平成25年1月20日(日) | 午前6時から午後10時<br>30分まで                              |
| 平成25年1月22日(火) | 午前6時15分から午前<br>7時45分まで及び午前<br>10時から午後10時30分<br>まで |
| 平成25年1月23日(水) | 午前6時15分から午前<br>8時まで及び午前10時<br>から午後10時30分まで        |

|               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| 平成25年1月24日（木） | 午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から午後11時まで    |
| 平成25年1月25日（金） | 午前6時15分から翌日午前2時まで                     |
| 平成25年1月26日（土） | 午前7時から翌日午前0時15分まで                     |
| 平成25年1月27日（日） | 午前6時から午後10時30分まで                      |
| 平成25年1月29日（火） | 午前6時から午前8時まで及び午前10時から午後10時30分まで       |
| 平成25年1月30日（水） | 午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から午後10時30分まで |
| 平成25年1月31日（木） | 午前6時から午前8時まで及び午前10時から午後9時15分まで        |

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）



**大阪市告示第1520号**

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開場

| 施設名                           | 月 日          | 供用時間               |
|-------------------------------|--------------|--------------------|
| 大阪市立淀川屋内プール<br>水泳場<br>トレーニング場 | 平成25年1月4日（金） | 午前8時30分から午後9時45分まで |

2 供用時間の変更

| 施設名 | 月 日                         | 供用時間            |
|-----|-----------------------------|-----------------|
|     | 平成25年1月5日（土）から<br>同月6日（日）まで | 午前9時から午後7時30分まで |

|                               |                               |                 |
|-------------------------------|-------------------------------|-----------------|
| 大阪市立淀川屋内プール<br>水泳場<br>トレーニング場 | 平成25年1月7日（月）から<br>同月9日（水）まで   | 午前9時から午後9時45分まで |
|                               | 平成25年1月11日（金）                 |                 |
|                               | 平成25年1月12日（土）から<br>同月14日（月）まで | 午前9時から午後7時30分まで |
|                               | 平成25年1月15日（火）から<br>同月16日（水）まで | 午前9時から午後9時45分まで |
|                               | 平成25年1月18日（金）                 |                 |
|                               | 平成25年1月19日（土）から<br>同月20日（日）まで | 午前9時から午後7時30分まで |
|                               | 平成25年1月21日（月）から<br>同月23日（水）まで | 午前9時から午後9時45分まで |
|                               | 平成25年1月25日（金）                 |                 |
|                               | 平成25年1月26日（土）から<br>同月27日（日）まで | 午前9時から午後7時30分まで |
|                               | 平成25年1月28日（月）まで<br>同月30日（水）まで | 午前9時から午後9時45分まで |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第1521号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

| 施設名                 | 月 日                        |
|---------------------|----------------------------|
| 大阪市立東淀川屋内プール<br>水泳場 | 平成25年1月19日（土）から同年3月1日（金）まで |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第1522号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
近鉄阿部野橋ターミナルビル  
大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号（住居表示）
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 小林 哲也  
大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号

## (3) 変更事項

## ① 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
（変更前）

| 小売業者      | 開店時刻  | 閉店時刻                        |
|-----------|-------|-----------------------------|
| 株式会社近鉄百貨店 | 午前10時 | 午後11時（新館部分）<br>午後9時（タワー館部分） |
| その他未定     | 午前9時  | 午後11時                       |

（変更後）

| 小売業者      | 開店時刻    | 閉店時刻                        |
|-----------|---------|-----------------------------|
| 株式会社近鉄百貨店 | 午前9時30分 | 午後11時（新館部分）<br>午後9時（タワー館部分） |
| その他未定     | 午前9時    | 午後11時                       |

## (4) 変更年月日

平成24年12月29日

## 2 届出年月日

平成24年12月4日

## 3 届出書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所  
大阪市経済局産業振興部産業振興課  
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階
- (2) 期間  
平成24年12月21日（金）から平成25年4月22日（月）まで
- (3) 時間  
午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）

## 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成25年4月22日（月）
- (2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済局産業振興部産業振興課)

### 大阪市告示第1523号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
近鉄百貨店上本町店  
大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号（住居表示）
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社近鉄百貨店 社長執行役員 飯田 圭児  
大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号
- (3) 変更事項
  - ① 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
（変更前）午前10時から午後9時  
（変更後）午前9時30分から午後9時
- (4) 変更年月日  
平成24年12月29日

#### 2 届出年月日

平成24年12月4日

#### 3 届出書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所  
大阪市経済局産業振興部産業振興課  
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階
  - (2) 期間  
平成24年12月21日（金）から平成25年4月22日（月）まで
  - (3) 時間  
午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）
- #### 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
平成25年4月22日（月）

## (2) 提出先

上記3(1)と同じ

(経済局産業振興部産業振興課)

## 大阪市告示第1524号

大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

| 名 称         | 臨 時 休 館 日                                                |
|-------------|----------------------------------------------------------|
| 大阪市立三国センター  | 平成25年1月4日（金）、同月5日（土）                                     |
| 大阪市立東三国センター | 平成25年1月4日（金）                                             |
| 大阪市立北中島センター | 平成24年12月28日（金）、平成25年1月4日（金）、同月5日（土）、及び同月7日（月）から同月9日（水）まで |
| 大阪市立西中島センター | 平成25年1月4日（金）、同月5日（土）                                     |
| 大阪市立啓発センター  | 平成25年1月4日（金）から同月6日（日）まで、及び同月8日（火）                        |
| 大阪市立柴島センター  | 平成25年1月4日（金）から同月6日（日）まで、及び同月8日（火）                        |
| 大阪市立宮原センター  | 平成25年1月4日（金）、同月5日（土）                                     |

(環境局環境管理部環境管理課)

## 大阪市告示第1525号

平林四号池東地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第51条の10第2項において準用する同法第51条の9第3項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第3条第10項の規定により次のとおり公告する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 施行者の名称  
平林土地区画整理株式会社
- 2 事業施行期間  
平成22年7月23日から平成26年3月31日まで
- 3 施行地区  
大阪市住之江区平林北二丁目の一部
- 4 事業の名称  
平林四号池東地区土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地  
大阪市住之江区平林南一丁目6番7号先
- 6 施行認可の年月日  
平成22年7月23日
- 7 変更認可の年月日  
平成24年12月12日

(都市整備局企画部区画整理課)

#### 大阪市告示第1526号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成25年1月4日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| No. | 種 類                | 場 所          |
|-----|--------------------|--------------|
| 1   | 自動二輪車<br>(スズキ 銀色)  | 西区京町堀2丁目3番先  |
| 2   | 自動二輪車<br>(ホンダ 緑色)  | 西区京町堀2丁目3番先  |
| 3   | 自動二輪車<br>(外国車 白色)  | 西区京町堀2丁目6番先  |
| 4   | 普通自動車<br>(ニッサン 黒色) | 港区市岡4丁目6番先   |
| 5   | 普通自動車<br>(外国車 赤色)  | 西淀川区中島2丁目5番先 |

|   |                    |                |
|---|--------------------|----------------|
| 6 | 普通自動車<br>(ダイハツ 白色) | 東淀川区下新庄4丁目15番先 |
| 7 | 普通自動車<br>(ホンダ 白色)  | 東淀川区下新庄4丁目15番先 |
| 8 | 普通自動車<br>(ダイハツ 白色) | 東淀川区下新庄4丁目15番先 |

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第1527号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成25年1月4日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 路線名        | 除却実施場所      | 物 件   |
|------------|-------------|-------|
| 清堀方面南北23号線 | 天王寺区餌差町10番先 | 物干し台等 |

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第1528号

あびこ駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成24年12月25日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

| 收受方法  | 区画    | 一時利用料金（自転車）                               |
|-------|-------|-------------------------------------------|
| 精算機対応 | 一般区画① | 駐車後24時間まで150円、以後24時間ごとに150円。              |
|       | 特定区画① | 駐車後2時間まで無料、2時間を超え24時間まで100円、以後24時間ごとに100円 |

|      |       |                                                         |
|------|-------|---------------------------------------------------------|
|      |       | 日曜日及び祝日にあつては、駐車後3時間まで無料、3時間を超え24時間まで100円、以後24時間ごとに100円。 |
| 人的対応 | 一般区画② | 1日1回150円                                                |
|      | 特定区画② | 1日1回100円                                                |

備考

- 1 上記の表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の収受を行うことをいう。
- 2 上記の表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。
- 3 上記の表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車に適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- 4 上記の表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち4に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(建設局管理部自転車対策課)

大阪市告示第1529号

次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第4項の規定に基づき、告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

| 道路の種類 | 路線名              | 区間                                   |
|-------|------------------|--------------------------------------|
| 補助国道  | 国道479号<br>(内環状線) | 生野区小路1丁目29番13号から<br>生野区小路東1丁目7番23号まで |

(建設局道路部道路課)

大阪市告示第1530号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があつたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

| 金融機関名  | 店 舗 名 | 所在地         |                                 | 変更日            |
|--------|-------|-------------|---------------------------------|----------------|
| 大阪信用金庫 | 日本橋支店 | 変<br>更<br>前 | 〒542-0082<br>大阪市中央区島之内2丁目15番20号 | 平成25年<br>1月15日 |
|        |       | 変<br>更<br>後 | 〒542-0082<br>大阪市中央区島之内1丁目10番15号 |                |

(会計室会計管理担当)

### 大阪市告示第1531号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを承認したので、同法第3項の規定において準用する同法第11条の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 橋下 徹

## 1 承認年月日

平成24年11月30日

## 2 出願人

大阪市中央区大手前1丁目5番44号

国土交通省近畿地方整備局

近畿地方整備局長 谷本 光司

## 3 区域

## (1) 位 置

大阪府大阪市此花区北港緑地1丁目1番、2丁目1番1、北港白津1丁目1番1の地先公有水面

## (2) 区 域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域。

基点：天保山三角点

(北緯34度39分29秒04、東経135度25分57秒64) 世界測地系

①の地点 基点から 245度40分45秒 6,847.78mの地点

②の地点 ①の地点から 227度29分48秒 770.00mの地点

③の地点 ②の地点から 317度29分48秒 721.33mの地点

④の地点 ③の地点から 38度28分43秒 779.64mの地点

## (3) 面積

602,469.90㎡

## 4 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

大阪府大阪市此花区北港緑地1丁目1番、2丁目1番1、北港白津1丁目1番1の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とDの地点を結んだ線により囲まれた区域。

基点：天保山三角点

(北緯34度39分29秒04、東経135度25分57秒64) 世界測地系

Aの地点 基点から 243度42分52秒 6,777.07mの地点

Bの地点 Aの地点から 227度29分48秒 770.00mの地点

Cの地点 Bの地点から 317度29分48秒 1,015.96mの地点

Dの地点 Cの地点から 38度28分43秒 779.64mの地点

## (3) 面積

829,351.22㎡

## 5 埋立地の用途

ふ頭用地、保管施設用地、道路用地、危険物取扱施設用地、緑地

(港湾局計画整備部海務担当)

## 大阪市水道局告示第68号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年12月21日

大阪市水道局長 井上 裕之

## 1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当

電話 06-4395-7145

## 2 入札に付する事項

## (1) 役務の名称及び数量

豊野浄水場ほか1か所清掃業務委託 長期継続 一式

(以上、電子入札対象案件とする。)

## (2) 役務の特質等 入札説明書による。

## (3) 履行期間 平成25年4月1日(月)～平成27年9月30日(水)

## (4) 履行場所 入札説明書による。

## 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行

えば、当該審査を行う。ただし、平成25年1月15日（火）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 01 建物等清掃」で登録していること
- (5) 平成14年度以降、履行期間が1年以上かつ1契約あたりの日常清掃面積が2000㎡以上の施設（ビル等）日常清掃を行った元請としての契約履行実績を有すること。ただし、履行中のものを除く。

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法  
公示の日から平成25年1月15日（火）午後5時まで無償にて交付する。（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 仕様書の交付方法  
システムにより交付する。  
※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。
- (4) 入札参加申請書等の受付期間  
公示の日から平成25年1月15日（火）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

#### 5 契約条項を示す場所

- (1) システム上
- (2) 〒559-8558  
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟 9階  
大阪市水道局総務部管財課 電話 06-6616-5461

#### 6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
  - ① 入札書受付期間  
平成25年2月27日（水）から同月28日（木）まで（午前9時から午後5時まで）
  - ② 開札予定日時 平成25年3月1日（金）午前10時30分

場所 システム上

(2) 紙入札による場合

入札書受付期間 平成25年3月1日(金)午前10時から午前10時30分まで

開札予定日時 平成25年3月1日(金)午前10時30分

場所 大阪市契約管財局契約部入札室(1に同じ)

ただし、大阪市水道局契約規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。)第23条第2項に規定する郵便等(以下「郵便等」という。)による入札の場合は、平成25年2月28日(木)午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要。ただし、契約規程第34条第1項に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年1月15日(火)午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約の締結は、平成25年度予算が発効したときとする。
- (3) この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (4) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (6) 詳細は入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Cleaning of Toyono Purification Plant , Long-term continuation
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 15 January 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 27 February 2013 to 5:00PM, 28 February 2013
  - ② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 1 March 2013
  - ③ by post: 5:00PM, 28 February 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:  
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,  
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7145

(水道局総務部管財課)

---

#### 大阪市水道局告示第69号

次の金融機関の店舗について、所在地の変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市水道局長 井上裕之

| 金融機関名        | 店 舗 名 | 所 在 地 |                      | 変更年月日            |
|--------------|-------|-------|----------------------|------------------|
| 大阪貯蓄<br>信用組合 | 本店営業部 | 変更前   | 大阪市淀川区西三国 1 丁目21番40号 | 平成25年<br>1 月 4 日 |
|              |       | 変更後   | 大阪市淀川区東三国 6 丁目10番10号 |                  |

(水道局総務部経理課)

大阪市水道局告示第70号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

平成24年12月21日

大阪市水道局長 井 上 裕 之

| 名 称         | 所 在 地                   | 指 定 日           |
|-------------|-------------------------|-----------------|
| ダイト総合設備株式会社 | 大阪市鶴見区今津中 1 丁目10番21号105 | 平成24年<br>12月10日 |
| 有限会社エスト設備   | 大阪府東大阪市若江北町 1 丁目13番 6 号 |                 |
| 谷水道商会       | 大阪市大正区泉尾 1 丁目13番 7 号    |                 |
| 高橋工業        | 大阪市淀川区西三国 2 丁目19番12号    |                 |
| 株式会社 吉村組    | 大阪市淀川区西中島 7 丁目 8 番 4 号  |                 |
| 株式会社オールクイック | 大阪市平野区加美東 5 丁目 1 番18号   |                 |
| 有限会社 Kポジション | 大阪市阿倍野区昭和町 5 丁目 1 番30号  |                 |

(水道局工務部給水課)

大阪市選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により、大阪市議会議員港区選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

平成24年12月7日

大阪市選挙管理委員会

委員長 中嶋勝規

- 1 選挙期日 平成24年12月16日
- 2 選挙すべき議員の数 1人  
(行政委員会事務局選挙部選挙課)  
(平24.12.7 揭示済)

---

### 大阪市選挙管理委員会告示第31号

平成24年12月16日執行の大阪市議会議員港区選挙区補欠選挙に関し、次のとおり告示する。

平成24年12月7日

大阪市選挙管理委員会

委員長 中嶋勝規

- 1 開票の事務は、選挙会の事務に併せて行う。
- 2 選挙長及び選挙長職務代理者  
選挙長  
住 所 大阪市港区夕風1丁目5番2号  
氏 名 島尾雅史  
選挙長職務代理者  
住 所 大阪市港区南市岡1丁目4番32号  
氏 名 望月文子
- 3 選挙会の場所及び日時  
場 所 大阪市港区弁天1丁目5番23号  
もと大阪市立市岡商業高等学校 講堂  
日 時 平成24年12月16日 午後9時
- 4 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することができる日  
平成24年12月7日
- 5 選挙公報に掲載する掲載文の申請  
申請期日 平成24年12月7日  
午前8時30分から午後5時まで  
申請受理場所 大阪市港区市岡1丁目15番25号  
午前9時30分まで 大阪市港区役所 5階501・502会議室  
午前9時30分以降 大阪市港区役所 6階港区選挙管理委員会事務室
- 6 選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時  
場 所 大阪市港区市岡1丁目15番25号  
大阪市港区役所 6階港区選挙管理委員会室  
日 時 平成24年12月7日 午後5時30分から

## 7 選挙運動に関する支出金額の制限額

7,118,200円

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平24.12.7 揭示済)

  
**大阪市選挙管理委員会告示第32号**

平成24年12月16日執行の大阪市議会議員港区選挙区補欠選挙及び衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の同日選挙における投票の順序及び開票の順序を次のとおり定める。

平成24年12月7日

大阪市選挙管理委員会

委員長 中嶋勝規

## 1 投票の順序

- (1) 大阪市議会議員港区選挙区補欠選挙の投票
- (2) 衆議院小選挙区選出議員選挙の投票
- (3) 衆議院比例代表選出議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票

## 2 開票の順序

衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び大阪市議会議員港区選挙区補欠選挙について同時に開始し、開始後、衆議院小選挙区選出議員選挙、大阪市議会議員港区選挙区補欠選挙、衆議院比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の順に開票を行う。

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平24.12.7 揭示済)

  
**大阪市選挙管理委員会告示第33号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項並びにこれを準用する同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定による平成24年12月6日現在の選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の港区選挙区におけるその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年12月7日

大阪市選挙管理委員会

委員長 中 嶋 勝 規

- 1 大阪市における選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数

50分の1の数 42,791

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 423,252

6分の1の数 356,586

- 2 大阪市議会議員の港区選挙区における選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数

港区 22,941

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平24.12.7 揭示済)

## 公 告

### 大阪市公告第150号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒535 - 0005 大阪市福島区野田1 - 1 - 86

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟15階

大阪市中央卸売市場総務担当 電話 06 - 6469 - 7921

2 入札に付すべき事項

| 売払物品 | 予定数量     |
|------|----------|
| 廃棄簿冊 | 約8,500kg |

なお、本市が指定した日時に指定する数量を引き取ること

3 引取場所

- (1) 大阪市福島区野田1 - 1 - 86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟15階  
 (2) 大阪市東住吉区大阪市東住吉区今林1 - 2 - 68 大阪市中央卸売市場東部市場水産物卸売場棟3階 (エレベーターなし)

4 契約期間

平成25年1月30日から平成25年3月8日まで

5 入札参加資格

- (1) 平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること。承認を受け

ていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成25年1月17日（木）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (5) 大阪府の廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること。）を行っていること

#### 6 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

上記1に同じ

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成25年1月17日（木）までの本市休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）上記1において無償により交付する。

#### 7 入札参加に要する書類・受付期間等

- (1) 入札参加に要する書類

- ・ 入札参加申請書（本市交付）
- ・ 大阪市物品売払入札参加承認証の写し
- ・ 大阪府の廃棄物再生事業者登録証の写し（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること。）

- (2) 入札参加申請書の受付期間

公告の日から平成25年1月17日（木）までの本市休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

- (3) 入札参加申請書等は、入札参加申請期限までに受付場所に持参して提出しなければならない。
- (4) 申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

#### 8 入札参加資格の審査等

7の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

#### 9 入札保証金等

- (1) 入札保証金

免除

- (2) 契約保証金

免除

#### 10 入札執行日時及び場所

平成25年1月21日（月）午前10時

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟15階第3会議室

11 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額は、売払物品ごとの予定数量に単価を乗じて得た合計金額を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

12 落札者の決定方法

予定価格以上で、売払物品ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計が最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじによって決定する。

13 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加申請期限までに申請しなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
- (2) 入札参加申請期限日から入札時までの間において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止中の者

14 入札の無効

- (1) 契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 開札後落札決定までに、入札参加申請者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

15 その他

- (1) 契約書の作成の要否 要
- (2) 本契約は単価契約とする。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。
- (5) 上記によるもののほか、この一般競争入札を行う場合において了知し、遵守すべき事項は、大阪市契約規則による。

（中央卸売市場総務担当）

大阪市公告第151号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年12月21日

大阪市長 橋 下 徹

## 1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
 A T Cビル I T M棟6階  
 大阪市建設局総務部経理課  
 電話06-6615-7540

## 2 入札に付すべき事項

| 物件番号 | 売払物品                | 数量 |
|------|---------------------|----|
| ①    | 大宮ほか2自転車保管所古自転車等-18 | 3山 |
| ②    | 南港ほか3自転車保管所古自転車等-18 | 4山 |

## 3 下見日時及び保管場所

|   | 下見日時                                       | 保管場所          | 所在地             |
|---|--------------------------------------------|---------------|-----------------|
| ① | 平成25年<br>1月28日<br>(月)<br>午前10時から<br>午後5時まで | 大宮保管所         | 旭区大宮1丁目1番32号    |
|   |                                            | 長吉北保管所        | 平野区长吉出戸8丁目3番先   |
|   |                                            | 巽西保管所         | 生野区巽西2丁目8番付近    |
| ② | 平成25年<br>1月28日<br>(月)<br>午前10時から<br>午後5時まで | 南港保管所         | 住之江区南港東5丁目3番41号 |
|   |                                            | 西島保管所         | 西淀川区西島1丁目2番付近   |
|   |                                            | 新木津川大橋<br>保管所 | 住之江区柴谷1丁目2番付近   |
|   |                                            | 北港保管所         | 此花区北港2丁目1番付近    |

※ 下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課 電話 06-6615-6684  
 F A X 06-6615-6577

## 4 入札参加資格

(1) 平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成25年1月25日（金）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

- ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）
- イ 使用印鑑届（本市様式）
- ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

#### 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成25年1月25日（金）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

#### 6 入札参加資格の審査等

(1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること

#### 7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

#### 8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

#### 9 入札保証金

免除

#### 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること  
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。  
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

#### 11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

#### 12 入札執行日時

- ① 平成25年1月29日（火） 午前10時
- ② 平成25年1月29日（火） 午前10時30分

#### 13 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
  - (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること
- 14 入札に参加できない者
- 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者
- 15 入札の無効
- 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- （注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
- 16 落札者の決定
- 予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。
- 17 契約の決定、決定の無効
- (1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。
  - (2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。
    - ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合  
運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード
    - イ 下記書類を複数提示する方法による場合  
被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

## 18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手續を怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

## 大阪市(消)公告第1号

次の消防公務之証は、亡失した旨の届出があったので、亡失した日から無効とする。

平成24年12月21日

大阪市消防長 千福 好伸

| 証票番号    | 職 種 | 氏 名   | 発行年月日    | 亡失年月日     |
|---------|-----|-------|----------|-----------|
| 5027427 | 消防士 | 藤田 直樹 | 平22.10.1 | 平24.11.26 |

(消防局総務部人事課)

## 大阪市職員共済組合公告第17号

大阪市職員共済組合役員が次のとおり就職したので公告する。

平成24年12月21日

大阪市職員共済組合  
理事長 黒住 兼久

- 1 役員に就職した者
- |     |       |
|-----|-------|
| 理事長 | 黒住 兼久 |
| 理事  | 坂本 篤則 |
| 理事  | 益 英之  |
| 理事  | 木村 猛  |
| 理事  | 上谷 高正 |
| 理事  | 中村 義男 |
| 理事  | 三戸 一宏 |

理 事 比 嘉 一 郎

2 就職年月日

平成24年12月10日

(大阪市職員共済組合庶務係)



**大阪市職員共済組合公告第18号**

大阪市職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

平成24年12月21日

大阪市職員共済組合

理事長 黒住 兼久

- 1 日 時 平成24年12月26日 (水)  
午後 4 時30分から
- 2 場 所 大阪市役所 4階第1・2 共通会議室
- 3 付議事件 (1) 大阪市職員共済組合監事の選挙について  
(2) その他
- 4 そ の 他 報告事項

(大阪市職員共済組合庶務係)